

平成 23 年 11 月 13 日

## 療養費支給審査基準設定のための指針

### I. 総説

療養費支給審査基準（以下、「基準」という）は支払機構を管理・運営する第三者機関である支払機構運営委員会が療養費審査委員会（第三者機関）の意見を基に設定します。本指針は基準を設定するにあたって、その内容と方向を示し、一応の参考に供するものであります。現行の療養費の支給基準は保険者によってまちまちであつて、且つ、使い勝手が良いとは言えないものであります。とくに、その基準が現実に行われている柔道整復師の施術と隔離し、基準としての機能を果たしていないと言われております。

そこで、「基準」は柔道整復師の施術に対する療養費の支給範囲および支給額を適正なものとするために、その施術の内容等を的確にとらえられることができるようにしなければなりません。それには、その施術の内容を現実的に規律できる具体的な基準を設定しなければなりません。「基準」はそのような内容と方向性をもつことが肝要であります。

のような観点から本指針は、柔道整復師が実際に行っている施術を、大きく 2 つの範ちゅうに分けることが適切であると考えました。その理由は、上記 2 つの施術は、それぞれ方針・内容が異なって

いますので、その各施術を現実に規律するには、各施術の方針・内容を規律できる基準を作ることが必要となります。そうでなければ適正な審査を行うことはできません。また、限られた人と時間で審査しますので、できるだけ審査基準を具体化・統一化して、画一的に審査することを可能にすることが必要となります。そこで、その施術のうち、その 1 つは、骨折・脱臼・打撲・捻挫及び挫傷等の外傷に対する施術であります。もう 1 つは、外傷によらない筋・骨・腱・関節等の痛み、運動（機能）制限（障害）等の症状に対する施術であります。本指針はこのように分けてそれぞれについて施術方針・内容に対応した基準を設定することを求めるものであります。そのようにすることによって、それぞれに設定された基準が有効に機能し、柔道整復師の施術に対する療養費の審査が効率よく適正に行うことができるものと考えます。また、審査の適正且つ能率は、申請書から施術方針・内容等の事実関係をいかに定型的にとらえることを可能にすることになります。そのためには、申請書の記載事項にどのようなものを明示させることがよいかということになります。以下はそのことを示すものであります。

ところで、本指針は、当会が提案している療養費審査委員会が実施する申請書記載内容（施術内容）の審査のための「基準」に関するものであります。その審査業務は一般審査（これは自動・機械審査）と、特に問題となる申請書について合議検討審査の 2 つに分かれております。そこで、本指針はその 2 つの審査についてのそれぞれの基準について、以下のとおりその方向性を示すものであります。

## II. 「基準」に対する具体的な指針

### 1. 一般審査の基準についての指針

- 1) 外傷に対する基準設定の指針——下記事項を申請書にできるだけ詳細に明示するものとする。
  - (1) 外傷名（初検名）及び施術内容を負傷名毎にできるだけ詳細に明示していること。
  - (2) 負傷原因について、いつ、どこで、どのような状況で、どのようなことが生じたかを負傷名毎にできるだけ詳細に明示していること。
  - (3) 負傷の内容（部位・症状の範囲・程度等）をできるだけ詳細に明示していること。
  - (4) 負傷日と初検日との間が 5 日を超えた場合は、その間の症状及びその管理状況を日記方式で明示していること。なお、その間隔が 10 日を超えた場合、医師の具体的な指示あるいはとくに負傷部位について施術を必要とする特別の事項が記載されていない限り、療養費取扱いにおいて外傷施術とせずに非外傷施術として取扱うものとする。
  - (5) 施術部位について、施術ごとに、どのような施術を何日ぐらい続けることが必要であるとか、その施術によ

ってどのような効果が期待できるか、また、治癒見込の時期などの施術計画を明示していること。※1

- (6) 柔道整復術以外の施術をした場合、その施術を必要とした理由及びその施術の部位及び内容並びに柔道整復術との関連性の有無を具体的に明示していること。また、その料金を明示していること。
- (7) 医師治療の有無及びその時期、部位・内容を明示していること。※2

- ※1 施術部位は負傷部位ではなく、実際に行った施術の部位である。負傷部位以外の部位を負傷による痛み等を消失させるために施術することがある。
- ※2 柔整療法と医師治療との関連性を明らかにして、併療有無等を審査するため。

- 2) 非外傷に対する基準設定の指針——下記事項を申請書に詳細に明示するものとする。※1
  - (1) 負傷名を記載する代わりに、痛み・運動制限等の部位・原因・内容・範囲・程度を具体的に明示していること。
  - (2) 痛み・運動制限等の発症機序及び施術部位を具体的に明示していること。
  - (3) 痛み・運動制限等の発症の程度（軽重・範囲・生活障害の

- 程度等※2)を具体的に明示していること。
- (4) 施術した部位毎に施術方針・内容を具体的に明示していること。※3
- (5) 施術した部位毎に施術計画を明示していること。※4
- (6) 施術成果(痛みの消失・運動機能の回復・その程度)を各施術部位毎にその症状などを記載して明示していること。
- (7) 柔道整復術以外の施術をした場合、その施術を必要とした理由やその施術の部位及び内容並びに柔道整復術との関連性の有無を具体的に明示していること。その料金を明示していること。
- (8) 施術の回数が6か月以内に48回を超える施術に対しては原則として療養費の対象から除外する。

※1 非外傷の概念が明確でなく、その枠組を設定することが困難であるので、次のような概念設定をすることが良いのではないだろうかという意見が出た。坐骨神経痛・肩関節周囲炎(五十肩など)・テニス肘・頸腕部症候群・腰臀部症候群。

※2 生活障害とすると、その範囲が明確でないので、骨格歪(生活)障害という概念を用いたらどうかという意見が出た。

※3 痛み、運動制限等の部位・範囲と、実際に行った施術

部位・範囲が一致しない場合があることを想定しての表記。

※4 痛み・運動制限等の症状に対し、どのような方針で、どのような効果を求めて、どのような内容の施術を計画し、その治癒・傷み等の緩和の見込まれる時期ないし、その効果が持続する如何の見込みなどを明示する。

## 2. 個別審査の基準についての指針

本指針は、療養費審査委員会が一般審査の結果、個別の合議検討審査をするものと判断した申請書について、その申請書記載の施術内容の合理性を個別に具体的に審査する基準の策定に関する方向性を示したものである。なお、個別審査の資料として必要がある場合は、支払機構運営委員会が保管している登録事項及び施術柔道整復師及び患者に対する照会事項を用いることができる。

### 1) 外傷に対する施術についての基準

- (1) 負傷原因と負傷名(初検名)との整合性
- (2) 施術部位数の相当性—直接の負傷部位と関連施術部位との関連性
- (3) 負傷の軽重・範囲等を決定した要因の合理性

- (4) 負傷の軽重・範囲と施術の術式・回数・期間・施術間隔等の内容との適合性
- (5) 施術の必要性と合理性
- (6) 施術の有効性(効果測定)

## 2) 非外傷に対する施術についての基準

- (1) 発症の程度範囲と施術の必要性
- (2) 術式と施術期間の適切性
- (3) 施術内容及び回数、期間、施術間隔の有効性
- (4) 施術間隔の合理性
- (5) 施術効果の有効性(持続性)

委員会を通じて保険者から支給された施術料金の支払いを受けることができる。業界団体は登録を拒否することはできない。登録したものは、その業界団体が設置した療養費審査委員会・支払業務運営委員会の定める規則・決定にしたがって、療養費受領委任申請等の業務を行う。なお、登録者がその業界団体に加入しなければならぬことはなく、加入しない限り業界団体の規則・決定等の適用を受けない。

- 2) 上記認定・登録は、登録をした日の翌日から5年間有効である。この更新を希望するものは、有効期限の日より3ヶ月前に登録更新の申出をする。

## III. 登録及び登録更新手続

### 1. 手續

- 1) 認定考査に合格した柔道整復師は、療養費受領委任業務を行う柔道整復師団体（これを業界団体という）に、会員であるか否かに関わることなく、所定の書式を用いて登録を行うことができる。登録を受けた柔道整復師は、当該業界団体を通じて保険者に対し療養費を申請し、支払機構運営

### 2. 支払機構運営委員会に登録する事項

- 1) 養成学校卒業年月日・開設届の提出先とその提出日・柔道整復師資格取得年月日
- 2) 柔道整復師資格取得後の職歴
- 3) 住民票（1ヶ月以内のもの）
- 4) 施術業務を行う施術所の住所、氏名、及び施術者数と従業員の数・開設年月日

- 5) 柔整師以外の施術資格を有している場合、その資格名及びその資格取得の年月日
- 6) 登録申請者が勤務柔道整復師の場合、その勤務年数・勤務日と就業時間・施術所の経営者ないし責任者の住所（連絡先・電話・FAX番号）氏名・間柄。登録申請者以外のスタッフの数と柔道整復師及びそれ以外の資格の有無・申請書を具体的に作成する人の氏名・資格の有無。及び施術所経営者の職歴と住民票
- 7) 2ヶ所以上の施術所を経営しているものが登録申請者の場合、その経営する全ての施術所の名称・住所・登録柔道整復師氏名・登録業界団体名・登録番号。
- 8) 受取口座（登録者1名につき1口座）
- 9) 登録前にこの1年間において、業界団体等が行った保険研修の受講の有無及び回数・保険研修の主催団体名
- 10) 登録前にこの1年間において、療養費受領委任払診療の保険種類別件数、及び保険者からのレセプトの返却の理由毎の件数・保険者による個別指導を受けた件数・保険者から注意・指導を受けた場合はその内容
- 11) 審査業界団体又は支払機構運営委員会からのレセプト返却の理由毎の件数。
- 12) 療養費受領委任払診療の停止の有無・回数
- 13) 保険者の行う集団指導の参加の有無・回数

### 3. 登録事項および更新について

登録は5年毎に更新する。更新を申請するものは、登録業界団体に下記事項に関する書類を添付して所定の登録事項を記入した更新登録申請書を提出してもらう。なお、登録期間（5年間）満了後6ヶ月までに更新登録申請書および添付書類を提出しなかったものは、更新することはできない。

- 1) 受講完了証。
- 2) 合格通知書。
- 3) 住民票。
- 4) 更新時に登録事項が変更されていれば、その変更事項に関する資料。
- 5) 登録期間中に受講した保険研修の有無・回数。
- 6) 申請書の返却に関する事項
- 7) その他、機構が必要とした事項に関するもの。

4. 支払機構運営委員会は登録更新審査に下記事項があるものは  
その更新を拒否することができる。

- 1) 更新のための保険研修を受講しなかったもの。
- 2) 登録期間中に支払機構運営委員会が定めた保険研修を3回以上受講しなかったもの。
- 3) 更新時に療養費受領委任払診療の停止を受けているもの。
- 4) 保険者の行う集団指導・個別指導に参加しなかったもの。
- 5) 更新時に柔整診療に従事していないもの。
- 6) 禁錮以上の刑事訴追を受けたもの。
- 7) 柔道整復師の資格を失ったもの。
- 8) 登録事項の記載・申請書に虚偽の記載をしたもの。

以上